

## 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について (旅券法の施行に関する事務)

観光国際部国際交流課

### 1 条例改正の前提となる事実

令和5年3月27日より旅券発給の電子申請が可能となり、都道府県における旅券事務の内容に変化が生じたことから、国は令和4年度から5年度にかけて都道府県の旅券関係事務経費の調査を実施した。

本調査により明らかとなった経費（実費額）を踏まえ、旅券法施行令の一部改正（令和6年6月26日公布、令和7年3月24日施行）が行われ、旅券発給に係る都道府県分の手数料標準額が変更されることとなった。

なお、岐阜県では、令和5年3月27日に更新の電子申請が開始され、令和7年3月24日には新規の電子申請が開始となる。

### 2 条例改正の内容

旅券法施行令の一部改正による手数料標準額の変更に伴い、県の旅券発給手数料について一部改正を行う。

手数料の名称		手数料の額（1件につき）		
		県	国	合計
10年旅券発給手数料		2,000円	14,000円	16,000円
5年旅券 発給手数料	12歳以上		9,000円	11,000円
	12歳未満		4,000円	6,000円
その他旅券発給手数料				

【改正前】

手数料の名称		手数料の額（1件につき）		
		県	国	合計
10年旅券発給手数料		書面 2,300円 電子 1,900円	14,000円	書面 16,300円 電子 15,900円
5年旅券 発給手数料	12歳以上		9,000円	書面 11,300円 電子 10,900円
	12歳未満		4,000円	書面 6,300円 電子 5,900円
その他旅券発給手数料				

【改正後】

※ 改正前・改正後ともに、未交付失効後5年以内の再申請の場合にあつては、県2,000円、国4,000円を加算する。  
 ※ 国の手数料は、「旅券冊子購入費」、「国際民間航空機関拠出金」、海外において邦人が事故や事件に遭遇した場合に必要な「在外公館による邦人保護活動に係る経費」等を基に算定されており、電子申請の導入による影響がないことから、額の改定は発生しない。

### 3 施行日

旅券法施行令の一部改正の施行日（令和7年3月24日）

### 4 その他

上記の手数料改正のほか、新規及び更新の電子申請が可能となるため、令和7年4月1日から旅券センターの窓口営業時間を短縮する。

【現行】平日 9:00～19:00 ⇒ 【見直し後】平日 9:00～16:30

※ 毎週日曜 9:00～16:30（交付のみ）については、引き続き実施。